

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼）令和3年度事務事業評価書

事務事業名	難病患者福祉見舞金支給事業		事業の概要	難病を患っている方の福祉の向上と、心身の安定を図るため、見舞金を支給し、精神的・経済的負担を軽減します。	目標指標名	市内の難病患者（見舞金対象者（296名：令和3年3月31日付））の全員に見舞金を支給	
基本目標	Ⅱ 誰もが元気で、みんなで支えあうまちづくり				数値目標	100%	
基本施策	2 地域福祉の充実				数値目標以外		
個別施策	5 障害者福祉の充実				目標値算出の考え方		
担当課	市民福祉部	社会福祉課	性質別		根拠法令等		
区分	継続	事業期間	平成 15 年 ～ 年				

	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画								
							令和5年度			令和6年度			令和7年度		
事業内容及び現状/事業計画	前年度に見舞金の申請者に対して、また難病患者で転入者及び新規該当者のうち、市役所で把握することができた患者に対しても申請書を送付し、申請を勧奨した。 令和3年度支給者数 206名			前年度に見舞金の申請者に対して、また難病患者で転入者及び新規該当者のうち、市役所で把握することができた患者に対しても申請書を送付し、申請を勧奨する。 令和4年度支給者数 204名			前年度に見舞金の申請者に対して、また難病患者で転入者及び新規該当者のうち、市役所で把握することができた患者に対しても申請書を送付し、申請を勧奨する。 令和5年度支給見込者数 210名			前年度に見舞金の申請者に対して、また難病患者で転入者及び新規該当者のうち、市役所で把握することができた患者に対しても申請書を送付し、申請を勧奨する。			前年度に見舞金の申請者に対して、また難病患者で転入者及び新規該当者のうち、市役所で把握することができた患者に対しても申請書を送付し、申請を勧奨する。		
指標の年度ごと目標値等	100%			100%			100%			100%			100%		
事業の優先度							A+								
事業費	決算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補	
	3,131千円	県補		3,191千円	県補		3,191千円	県補		3,191千円	県補		3,191千円	県補	
		市債			市債			市債			市債				
		他収入			他収入			他収入			他収入				
		一財	3,131千円		一財	3,191千円		一財	3,191千円		一財	3,191千円			

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性							
目標指標の実績	70%		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）				
事務事業の評価・課題	総合評価	A+	難病受給者証の認定業務を行っている保健所と連携し、対象者の全員が申請できるように、見舞金の制度を周知を図ることとしたい。			事業の方向性	財源について		備考	
	見舞金の対象者（289名：令和4年3月31日付）全員に支給することは出来なかったが、難病を患っている方の精神的負担を軽減することができた。 R2年度支給者数 199名 R3年度支給者数 206名 R4年度支給者数 204名					新規採択		拡大		
						現状維持	○	計画通り		○
						見直して継続		削減		
						拡充		/		
						改善				
						縮小				
		統合								
		休止・廃止								
		不採択								

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	○
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	○
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	
■事業の実施手段は適切である。	

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	○
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	○
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A+
------	----

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

令和5年度の事業の優先度	A+
--------------	----